

令和4年 第11回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和4年10月25日(火) 午後2時00分～午後4時01分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (17人)

出席者	1番	宇佐美幸雄	2番	山田 茂	3番	竹内 佳重
	4番	宮口 太郎	5番	森泉壽義雄	6番	井上 豊
	7番	芝崎 篤子	8番	眞砂 幸光	9番	神宮 俊夫
	10番	戸塚 勉	11番	橋本 一男	12番	武井 洋一
	13番	田中 正明	14番	中山 範雄	15番	金井 亮
	16番	伏田 再子	17番	丸山 征二		

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 会務の報告について

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第 6 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

日程第 7 議案第5号 農用地利用配分計画の意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	山田 幸則	庶務兼農業振興係長	新井 雅彦
農地係長	新部 俊之	農地係	真下 貴光
農業振興係	五十貝 遼		

会議の概要

議長 ただいまから令和4年第11回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は17名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題といたします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、8番眞砂幸光委員・9番神宮俊夫委員の両君を指名します。
また、書記に事務局職員を任命します。
次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の13ページを御覧ください。令和3年6月16日付安農委521-〇〇号で許可となりました営農型太陽光発電ですが、申請者より、〇〇の2筆、地目、田について当初予定しておりましたブルーベリーの作付が難しいということから、作付作物を梅に変更したいとの申出を受理いたしましたので、報告します。なお、転用面積につきましては、変更はありません。
令和4年9月26日開会の第10回総会で許可相当の議決案件、農地法第5条関係19件につきましては、令和4年10月17日付で許可書を交付いたしました。
現況証明の9月分の取扱いについてですが、6件、7筆の申請があり、転用許可の目的どおり利用されていることを確認し、証明書を交付いたしました。
令和4年第3回安中市議会定例会が9月2日から9月26日の間開催されました。一覧のとおり、報告は6件、議案が23件提出され、全ての議案は採択されました。
群馬農業委員会女性ネットワーク第2回理事会が令和4年10月12日に前橋市の農協ビルで開催され、芝崎委員が出席しました。
群馬県農業会議の第6回常設審議委員会が10月17日に前橋市の農協ビルで開催され、丸山会長が出席しました。
報告は以上となります。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。
本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。
令和4年10月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。
議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページから5ページ記載の5件になります。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件は全て満たすと考えております。
以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いいたします。

4 番。

4 番委員 4 番です。議案第 1 号、農地法第 3 条関係の 2 番、3 番、4 番の案件でございます。この案件は大分面積が大きい畑でございまして、現状にもう太陽光が散らばっております。現状を見たところ、ニンニクを栽培しており、きれいに徹底がされております。今回の場合は所有権設定ということで案件が上がっていると思います。もう現状は非常に太陽光ができておる、こういうことでございますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

1 4 番。

1 4 番委員 1 4 番。議案第 1 号、農地法第 3 条、1 番です。この土地は受け人の隣接地にありまして、周辺が耕作放棄地である中、ここだけがしっかりと管理されております。野菜を栽培するというところでございますけれども、特に問題ないと思われまます。よろしく申し上げます。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ、審議を打ち切ります。

それでは、お諮りいたします。議案第 1 号については、審査班に審査を付託したいと思っております。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1 班に 1 番の 1 件、2 班に 2 番から 4 番の 3 件、3 班に 5 番の 1 件、以上合計 5 件を付託いたします。

次に、日程第 4、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請審議についてを議題といたします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて、事前現地調査の概要についても説明願います。

事務局 議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和4年10月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

なお、10月20日に実施された申請地の面積1,000平米以上の4条、5条の調査対象案件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでした。その旨ご報告をさせていただきます。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書6ページ記載の4件です。受理した申請書は農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件は全て満たすと考えています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

14番。

14番委員 14番。議案第2号農地法第4条、2番です。この農地は住宅に挟まれた土地でありまして、太陽光発電でありますけれども、特に問題はないと思われま。よろしくお願いたします。

議 長 ほかにありますか。

13番。

13番委員 13番。議案2号、農地法4条の1番です。〇〇、このうちは、うちが焼けたということで、前々回ですか、一応申請、うちを建てたいということで申請があったのですが、その前に、焼けたものを撤去するので道を自分で造って自分の土地を通ったということで、取りあえず始末書が出ておりますので、この件につきましては問題ないと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議 長 ほかにありますか。

6番。

6番委員 議案第2号、4条関係の3番と4番でございますけれども、両案件とも非常に周辺は荒れております。ここに申請の理由にありますように、非常に山林化しようとしておりますので、周りに大きな影響等もないと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願申し上げます。

議 長 ほかにございますでしょうか。

委 員 なし。

議 長 なければ、質疑を打ち切ります。

それでは、お諮りいたします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思っております。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番及び2番の2件、3班に3番及び4番の2件、以上合計4件を付託いたします。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和4年10月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書。令和4年10月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書7ページから9ページ記載の28件及び議案書10ページ記載の計画変更3件の計31件です。受理した申請書は農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件は全て満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いいたします。

3番。

3番委員 3番です。議案第3号、農地法第5条の24番です。これは第9回の審議案件のところに申請出ておりますけれども、これは測ったところちょっと違うということで、もう一度申請をやり直す場所で、これは追加分の申請でございます。ほかには問題ないと思われまますので、よろしく願いします。

議長 ほかにございますか。

14番。

14番委員 14番。議案第3号、農地法第5条の2番、3番、4番、5番、10番です。〇〇はまとまってありますけれども、いずれも太陽光発電用地であります。周辺農地への影響等は特にありません。問題のあるものではないと思われまます。それから、22番、〇〇、これは建売分譲用地でございます。既に隣接している土地が建売分譲となって、そのすぐ隣で、ここも特に問題ないと思われまます。

25番、26番、これは同じく〇〇ですが、ここは太陽光発電用地です。ここも特に周辺農地への影響はないと思われまますので、ご審議よろしくお願ひします。

議 長 ほかにありますか。

11番。

11番委員 11番です。3号議案、5条の6番です。この申請地は、北側には太陽光は既にできております。それで、全般的に前、南側ですね、全て放棄地あるいは休耕地ということで、特に問題はないと思われまます。よろしくお願ひいたします。

議 長 ほかにありますか。

5番。

5番委員 5番です。5条関係の17番ですが、これは集落の一角にある土地で、北側には太陽光、ちょっと南へ行くと県道が走っている。住宅地には最適な場所なのです。周りの農地の状況から考えて、集落の一角ですので、特に一般住宅として問題はないと考えております。

以上。

議 長 ほかにありますか。

10番。

10番委員 10番です。議案第3号、農地法5条の8番でござひます。これは譲受人が自宅の建設用地なのですが、隣が〇〇のため自宅を建てるといふ案件です。許可妥当と思ひまますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 2番。

2番委員 2番です。議案第3号、農地法第5条の12番と15番です。12番は3種農地であり、周りが住宅化が進んでいる地域であり、これは問題ないと思ひまます。

15番です。この辺のご近所で〇〇が4軒あったのですけれども、1軒だけになってまいりまして、住宅化が進んでいる地域でありまして、この〇〇の隣も申請出ている。隣が〇〇であり、その北側は道路は6mかな、そのぐらい広いところでありまますので、これは問題ないと思われまます。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

8番。

8番委員 8番です。議案第3号、農地法第5条の8ページ、13番です。この土地は〇〇の巡回路、そして工事をするときの〇〇を見ると端の入り口になります。〇

○ということでありますので、問題はないと思います。よろしく申し上げます。

議 長 7番。

7番委員 7番です。議案第3号、農地法第5条の16番と27番です。どちらも9月29日の現地調査で見ていただいた案件です。

16番のほうは新築住宅が4軒建設予定でして、下水道に関してちょっと懸念されていたのですけれども、計画図も添付されておりまして、これを見る限り問題ないかと思われまます。27番は周辺住宅地で、特にこれも問題ないかと思ひます。そういうことでよろしくお願ひいたします。

議 長 13番。

13番委員 13番です。議案第3号、農地法第5条の9番です。これは宅地プラス畑なのですけれども、畑を駐車場にしたいということなので、特に問題がありません。よろしくお願ひいたします。

議 長 ほかにありますか。

12番。

12番委員 12番です。議案第3号、農地法5条関係の7番です。本件は、5月18日付で太陽光の施設設置場所として許可を受けた場所でございます。許可を受けた申請の際に、資材の搬入路、予定している経路が未整備であつて、また起伏のある地形であるために、順調に安全な工事ができるか気がかりだったものですから、折を見て巡回しておりました。9月15日の巡回のときに、資材搬入路が申請経路とは全く違った場所で、位置で出来上がっていることを確認いたしました。それで、現在は作業を中断して、始末書を添付しまして、賃貸借権設定の申請を提出しておるところで、許可待ちの状況です。太陽光設置場所につきましては、許可済みの状況でございますので、特段問題ないかな。今のところ問題ないと考えておりますので。よろしくお願ひいたします。参考までにお願ひいたします。

議 長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 15番です。議案第3号、農地法5条の関係で、14番、18番、19番です。14番は資材置場用地ということで、受け人の隣、隣地が対象になっております。特に周辺の関係からして問題ないかと思ひます。

18番と19番は太陽光発電用地でございます。18番は〇〇の脇、道路を挟んで反対側のところでございます。この用地は特に、周辺農地、既にほとんど

耕作しているところがなくて、問題はないかと思います。

それと、19番は、以前この用地の隣が申請許可を受けていまして、結果的には太陽光用地が隣り合わせでできるということで、用地そのものは、周辺、道路を挟んで西側は水田がありまして、実際まだ耕作しております関係で、この辺支障は特に、直接被害はないということで、特に問題はないかと思います。よろしくをお願いします。

議長 ほかにありますか。

1番。

1番委員 1番です。議案第3号、農地法5条の申請で、番号は23番。実際既に駐車場になっており、始末書も提出されていますのでやむを得ないと思います。よろしく願いをいたします。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

17番委員 なければ、17番から、ちょっと数がたくさんありますので、順番にいきます。まず、議案第3号の1番、こちらは自分の家の地続きの土地でありまして、周辺は全て宅地でございます。周辺農地への影響はないと考えられます。続きまして、11番です。こちら昨年来分譲が分割して申請されているところでございまして、周辺は全部分譲地で、これは最後の申請になるかと思われまます。周辺農地はございません。続きまして、20番になります。こちら周りは全て宅地に囲まれた土地でありまして、新興住宅街、周辺に農地はございません。続きまして、21番、こちらは宅地と道路と川に挟まれておりまして、近くに農地はありますが、周辺農地への影響はないと考えられます。最後に28番、ここは国道沿いののり面と、皆さんもよく見ていると思いますが、そこを右へ行ってすぐの右側、斜面を切り開いている場所と国道とのはぎ、はぎまというか、挟まっていた場所になりまして、周辺には全く農地はありませんので、周辺農地には影響はないと考えます。ご参考によりしくお願いします。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含み置きください。

それでは、お諮りいたします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場

合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認め、1班に1番から12番の12件、併せて計画変更1番の計13件、2班に13番から17番の5件、3班に18番から28番の11件、併せて計画変更2番及び3番の計13件、以上合計31件を付託いたします。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わりしだい再開とします。

(休憩午後 3:28)

(書類審査)

(再開午後 3:48)

議長

休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長

8番です。1班に付託されました議案第1号、農地法第3条関係は、1番の1件でした。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりでありまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしているので、許可相当であります。

以上です。

議長

2班。

2班班長

11番です。2班に付託されました議案1号、農地法3条関係は、2番から4番の3件です。審査班で農地法3条許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議長

3班。

3班班長

14番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、5番の1件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長

報告が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。ありませんか。

委員

なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
これより議案第1号に対する採決を行います。
本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。
よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。
1班。

1班班長 8番です。1班に付託されました議案第2号の農地法第4条関係は、1番から2番の2件です。審査班で農地転用の許可基準により審査しました結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。
以上です。

議 長 3班。

3班班長 14番です。3班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、3番から4番の2件です。審査班の農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。ありませんか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。
よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。
1班。

1班班長 8番です。1班に付託されました議案第3号、農地法第5条関係は、1番から

12番の12件と、それから計画変更の1番です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 2班。

2班班長 11番です。2班に付託されました議案第3号、農地法5条関係は、13番から17番の5件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法5条2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 14番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、18番から28番の11件です。及び計画変更の2番及び3番です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。何かありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和4年10月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積計画は、議案書11ページ記載の5件です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等ありましたらお願いします。ありませんか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号、農用地利用集積計画の承認については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第5号、農用地利用配分計画の意見について議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画（案）について、安中市長より下記のとおり提出され意見を求められたので、審議願いたい。

令和4年10月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用配分計画（案）は、議案書12ページ記載の1件です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等ありましたらお願いします。ありませんか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号、農用地利用配分計画の意見については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

以上で議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして令和4年第11回安中市農業委員会総会を閉会します。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

時に午後 4時01分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和4年10月25日

安中市農業委員会会長

8番委員

9番委員